

「興行場営業の許可」＜審査基準＞

興行場法(昭和二十三年七月十二日法律第百三十七号)

〔営業の許可〕

第二条 業として興行場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 2 都道府県知事は、興行場の設置の場所又はその構造設備が都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。）の条例で定める公衆衛生上必要な基準に適合しないと認めるときは、前項の許可を与えないことができる。ただし、この場合においては、都道府県知事は、理由を付した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

興行場法施行条例（昭和五十九年七月十一日条例第二十三号）

（設置の場所の基準）

第二条 法第二条第二項の条例で定める興行場の設置の場所の公衆衛生上必要な基準は、次のとおりとする。ただし、興行場の構造設備又はその周囲の状況により公衆衛生上必要な措置が講じられている場合においては、この限りでない。

- 一 排水に支障がない場所であること。
- 二 興行場の周囲に空地等があることにより換気及び採光に支障がない場所であること。
- 三 その他公衆衛生上支障がない場所であること。

（構造設備の基準）

第三条 法第二条第二項の条例で定める興行場の構造設備の公衆衛生上必要な基準は、別表第一のとおりとする。

（構造設備及び衛生措置の基準の緩和等）

第五条 興行場が臨時又は仮設のものである場合その他特別の理由がある場合で、公衆衛生上支障がないと認められるときは、別表第一又は別表第二に掲げる基準は、その一部を緩和し、又は適用しないことができる。

別表第一（第三条関係）

構造設備の公衆衛生上必要な基準

- 一 清掃及び排水が容易に行うことができる構造であること。
- 二 入場者に興行を見せ、又は聞かせるために直接利用させる場所（以下「観覧場所」という。）は、喫煙所、便所等とは隔壁等により区画され、かつ、舞台その他興行に直接関係する場所とは適切に区分されていること。
- 三 観覧場所の観覧席及び通路は、規則で定める要件を備えていること。
- 四 喫煙所を設ける場合は、興行場の出入口から離れた場所に設けることとし、当該喫煙所は、たばこの煙が興行場の喫煙所以外の場所に流れ出ない構造設備を有するものであること。
- 五 規則で定める構造設備を有する便所が入場者の利用しやすい場所に男女別に区画して設けら

れていること。

- 六 規則で定める要件を備える換気設備（自然換気設備を除く。以下同じ。）が規則で定めるところにより設けられていること。
- 七 規則で定める要件を備える照明設備が規則で定めるところにより設けられていること。
- 八 ねずみ、昆虫等の侵入を防止することができる設備が設けられていること。
- 九 適当な数のごみ箱が入場者の投棄しやすい場所に備えられていること。
- 十 その他規則で定める事項

興行場法施行細則（昭和五十九年九月二十八日規則第七十六号）

（営業の許可の申請）

第一条 興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号。以下「法」という。）第二条第一項の規定により興行場の営業の許可を受けようとする者は、様式第一による申請書に、次に掲げる書類を添えて、その興行場の所在地を管轄する保健所長に提出しなければならない。

- 一 建物の配置図、各階の平面図及び断面図並びに観覧席の配置図（縮尺を明示したもの）
- 二 換気設備の配置図及びその構造の概要を記載した書類
- 三 照明設備の配置図及びその機能の概要を記載した書類
- 四 法人にあつては、その登記事項証明書
- 五 その他保健所長が必要と認める書類

（臨時又は仮設の興行場の許可の期間）

第二条 臨時又は仮設の興行場については、法第二条第一項の許可の期間は、十日間を超えないものとする。

（構造設備の基準）

第七条 興行場法施行条例（昭和五十九年愛知県条例第二十三号。以下「条例」という。）別表第一第三号の規則で定める観覧場所の観覧席及び通路の要件は、次のとおりとする。

- 一 清掃及び消毒が容易に行うことができ、かつ、入場者の移動等がしやすいものであること。
- 二 十分な広さを有し、かつ、適当な数の観覧席が設けられていること。

2 条例別表第一第五号の規則で定める便所の構造設備は、次のとおりとする。

- 一 くみ取り便所でないこと。ただし、興行場の付近に下水道その他これに類する排水施設がない場合又はこれらの施設があつてもその機能が不十分である場合は、この限りでない。
- 二 出入口は、直接観覧場所に開口していないこと。ただし、次室のある水洗便所で、公衆衛生上支障がない場合は、この限りでない。
- 三 床及び腰板は、不浸透性の材料で作られていること。
- 四 便器は、大小の便器を合わせて入場者定員百人につき三個（入場者定員が五百人を超える場合にあつてはその超える部分について定員百人につき二個、千人を超える場合にあつてはその超える部分について定員百人につき一個）以上の割合で設けられていること。
- 五 流水式手洗設備が設けられていること。

- 3 条例別表第一第六号の規則で定める換気設備の要件は第二号、第三号及び第五号に掲げるとおりとし、同表第六号の規定による換気設備の設置は第一号、第四号、第六号及び第七号に掲げる方法によつてしなければならない。
 - 一 観覧場所、喫煙所及び便所にそれぞれ換気設備が設けられていること。
 - 二 観覧場所の換気設備は、入場者一人当たり毎時三十立方メートル以上の外気導入能力を有していること。
 - 三 喫煙所及び便所の換気設備は、汚染された空気を直接外部に排出することができる局所排気装置であること。
 - 四 第一号に定める場所以外の場所においても、必要に応じ適当な換気設備が設けられていること。
 - 五 外気の清浄度が不十分であるときは、空気を適切に浄化することができる能力を有していること。
 - 六 外気の入入口は、汚染された空気が流入しないよう適当な位置に設けられていること。
 - 七 給気口及び排気口は、局部的に空気が停滞しないよう適当な位置に設けられていること。
- 4 条例別表第一第七号の規則で定める照明設備の要件は第一号及び第二号に掲げるとおりとし、同表第七号の規定による照明設備の設置は第三号に掲げる方法によつてしなければならない。
 - 一 場内（廊下及び階段を除く。）の照明設備は、床面から八十五センチメートルの高さにおいて百五十ルクス（観覧場所において映写等を行つている間は、観覧場所の床面において〇・ニルクス）以上の照度を満たす機能を有していること。
 - 二 場内の廊下及び階段の照明設備は、床面において七十五ルクス以上の照度を満たす機能を有していること。
 - 三 興行のため観覧場所の消灯を行う場合にあつては、漸減式照明方法ができる設備が設けられていること。
- 5 条例別表第一第十号のその他規則で定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 清掃用具及び散水用具（以下「清掃用具等」という。）が必要に応じ備えられ、かつ、それらの専用の保管設備が設けられていること。
 - 二 場内には、温度計及び湿度計が入場者の見やすい場所に備えられていること。

「環境衛生関係法規集 2」（中央法規出版）

第 5 節 興行場のうち 1 総括的共通事項、 2 適用範囲及び 3 営業の許可等の各通知